

転入手続きに関する同意書

年 月 日

(宛先) 大田区長

私は、本書のとおり大田区に転入するため、大田区認可保育所等への入所を希望します。
入所申込みにあたっては、下記住所への転入及び確認同意欄の内容に同意し、それを順守します。

記

1 申込み児童氏名 児童生年月日 年 月 日

※兄弟姉妹で同時に複数人申込み場合は、一番下のお子様をご記入ください

2 転入予定日 年 月 日

3 転入先住所 大田区

4 転入後の同居者 ※申込み児童(本人)も含めて同じ住所に居住予定の方全員分の氏名をご記入ください

児童との続柄 ()	児童との続柄 ()
児童との続柄 ()	児童との続柄 ()
児童との続柄 ()	児童との続柄 ()
児童との続柄 ()	児童との続柄 ()

◆ 確認事項欄 ◆ ※下記項目をご確認のうえ、すべてに☑をした状態でご署名をお願いします。

- 1 入所月の1日までに大田区へ転入し、住民登録の異動(転入届)手続きを行います。
- 2 大田区に転入後、利用調整の結果にかかわらず、速やかに「教育・保育給付認定申請書」を保育サービス課に提出します。
- 3 入所内定したにもかかわらず、上記1及び2の手続が完了しなかった場合、内定を取り消されても異議はありません。
- 4 認可保育所以外の保育施設に有償で預けている場合の利用調整基準調整指数(記号:加算K)は、入所申込み時点で大田区に在住していない場合、適用されないことについて了承します。
- 5 入所月の1日までに父母どちらか一方が大田区に転入しない場合、利用調整基準調整指数(記号:減算X)が適用されることについて了承します。
- 6 各月の申込み締切日までに、本書の提出がない場合は、転入予定がないものとして取り扱うことについて了承します。
- 7 0歳児から2歳児クラス児童の入所申込みにおいて、各月の申込み締切日までに本書の提出がない場合、該当月の利用調整の対象とならない(里帰り出産及び10月から1月における大田区内在勤者又は在学者を除く)ことについて了承します。
- 8 上記5から7の事実が後から発覚した場合に、指数の見直しを行った結果、内定を取り消されても異議はありません。
- 9 大田区認可保育園に内定した場合、入所月前月までに通っている認可保育施設等を退園することについて了承します。なお、退園の手続きが完了していなかった場合、保育料以外の費用が請求される可能性があります。

上記すべての項目について理解し、同意いたします。

年 月 日 保護者署名 _____